主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を免訴する。

理 由

本件記録によれば、福井簡易裁判所は、昭和三九年三月四日に、「被告人は、所 轄警察署長の許可を受けないで、昭和三八年一二月二〇日午後三時ごろ、福井市 a 町♭番地先道路上において、人夫Aをして、長さ九○センチメートル幅六○センチ メートル深さ八○センチメートルの穴を掘らしめる作業をしたものである。」との 犯罪事実を認定して、道路交通法七七条一項一号、一一九条一項一二号、刑法一八 条を適用し、被告人を罰金三〇〇〇円(換刑処分、二〇〇円を一日に換算)に処す る旨の略式命令をなし、同月一○日にその謄本を被告人に送達したこと、および右 略式命令は、法定期間内に正式裁判の請求がなかつたため、同月二五日に確定した ことが認められ、また、添付された別件記録によれば、同裁判所は、右略式命令前 である同年二月一日に、「被告人は、警察署長の許可を受けないで、昭和三八年一 二月二〇日午後三時ごろ、福井市a町b番地先路上において、使用人Aをして、右 道路のアスフアルトを割り、幅六○センチメートル長さ九○センチメートル深さ八 ○センチメートルの穴を掘らせ、工事をしたものである。」との犯罪事実を認定し て、道路交通法七七条一項一号、一一九条一項一二号、刑法一八条を適用し、被告 人を罰金三〇〇〇円(換刑処分、二〇〇円を一日に換算)に処する旨の略式命令を し、同月六日にその謄本を被告人に送達したこと、および右略式命令は、法定期間 内に正式裁判の請求がなかつたため、同月二一日に確定したことが認められる。

ところで、右二個の略式命令によつて認定された犯罪事実は、その日時、場所および内容において全く同一であることが明らかである。したがつて、同裁判所は、 後の略式命令(三月四日付でしたもの)請求事件を刑訴四六三条一項により通常手 続に移したうえ、同三三七条一号により免訴の言渡をなすべきであつたといわなければならない。しかるに同裁判所は、この手続をとることなく、前記のように重ねて略式命令をしたのであるから、これが法令に違反し被告人のために不利益であることはまことに明白である。

よつて、刑訴四五八条一号、三三七条一号により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

## 検察官 平出禾公判出席

昭和三九年一〇月二七日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	是 上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六